**平成２９年（フ）第９６号**
鳥取県米子市福市583番地15
債務者　坂井　幸二
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第６９５号**
広島県東広島市西条中央８丁目22番２―302号　ヴィラはなみずき
債務者　名越　里子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７０１号**
広島市安佐南区東原１丁目11番21―401号
債務者　宮北　里美
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１９０号**
福岡市南区弥永３丁目20番12号
債務者　上村　昭弘
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１３２６号**
福岡県太宰府市吉松２丁目１番３号　コーポＭⅡ203号
債務者　中尾　健二
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１３６３号**
福岡市西区今宿東２丁目９番26―406号
債務者　藤原　誉至
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１３６４号**
福岡市西区今宿東２丁目９番26―406号
債務者　藤原いづみ（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１４３７号**
福岡市早良区室住団地33番507号
債務者　坂田　玲奈
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１４５９号**
福岡県糸島市神在1293番地４
債務者　樋口　郁美（旧姓郷呂）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１４７２号**
福岡市南区老司１丁目34番64―402号
債務者　八坂千恵美
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１４８１号**
福岡県糟屋郡志免町坂瀬13番403号
債務者　坂口　志乃
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１４８９号**
福岡市城南区梅林５丁目42番７―302号
債務者　原野　　崇
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１５１６号**
福岡市城南区田島４丁目20番８―101号
債務者　渡邊　由美（旧姓芦村）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第５号**
徳島県海部郡海陽町中山字丸山21番地
債務者　前野あや子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２９年（フ）第１８３号**
福岡県久留米市上津町2228番地1335、前住所福岡県久留米市花畑２丁目17番地２　プレアール花畑301号
債務者　横溝　浩人
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１２１号**
北海道苫小牧市柏木町３丁目４番14号ジェーハイツ２階
債務者　池田　沙織
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２９年（フ）第１１６号**
青森県八戸市大字白銀町字雷54番地４　サンハイツＡ号
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係